



広島国道事務所からの  
お知らせ

平成30年12月21日

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

国道54号 <sup>じょうなん</sup>城南地下道・<sup>もとまち</sup>基町地下道・<sup>じょうほく</sup>城北地下道の  
安全対策を実施します！

一般国道54号 <sup>じょうなん</sup>城南地下道・<sup>もとまち</sup>基町地下道・<sup>じょうほく</sup>城北地下道の3箇所地下道について、歩行者や自転車が安全・安心に通行していただけるように、安全対策を実施しますのでお知らせします。

地下道は歩行者優先を大原則とし、すぐに停車することができる速度で徐行する場合には自転車通行が可能です。なお、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合には、必ず一時停止を行って下さい。

道路管理者と警察が連携して、自転車の利用方法の周知や交通マナーの啓発活動を平成31年1月10日(木)に現地で行います。

■施工期間 平成30年12月24日(月)～平成30年12月28日(金)

※施工期間は、天候・作業状況等により変更することがあります。

■対策内容(別紙参照)

<sup>じょうなん</sup>城南地下道・<sup>もとまち</sup>基町地下道・<sup>じょうほく</sup>城北地下道の路面表示等の安全対策を実施します。

■交通マナー啓発活動について

予定日時：平成31年1月10日(木)7:50～08:30

活動場所：各地下道にて注意喚起のチラシを配布する予定です。

(問い合わせ先) 対策内容に関して

国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所

副所長(管理) 荒木 勲 (あらき いさお)

【担当】交通対策課長 今田 修 (いまだ おさむ)

TEL 082-281-4131(代表) FAX 082-286-7897

(問い合わせ先) 交通ルールに関して

広島県警本部 交通部交通企画課

TEL 082-228-0110(代表)

【広報担当窓口】計画課長 亀岡 敬和 (かめおか のりかず)

TEL 082-281-4131(代表) FAX 082-286-7897

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>



じょうなん      もとまち      じょうほく  
**城南地下道・基町地下道・城北地下道の  
 安全対策を実施します！**



城南地下道・基町地下道・城北地下道



国土地理院「電子国土」を加工

**地上出入口付近の  
 注意喚起表示（イメージ）**



※上記の表示に加えて、歩道における自転車の通行方法の大原則である歩行者優先であることを表示する予定です。

**路面表示による対策（イメージ）**



※歩行者優先の路面表示を設置します。



※自転車への注意喚起と速度抑制を促す路面表示を設置します。



※地下道内の交差部に交差する状況を示す路面表示を設置します。

歩行者や自転車が安全・安心に通行していただけるように、路面表示等の安全対策を実施します。



# 自転車 交通ルール

# 歩道での通行方法

平成23年12月  
広島県警察本部  
交通部交通企画課

自転車は、道路交通法では「軽車両」として車の仲間です。  
車道通行（左側端）が原則です。ただし、例外として、  
交通ルールを守って歩道を通行することができます。

（例外として認められていることに注意!!）



## ① 自転車に乗って歩道を通行できる場合

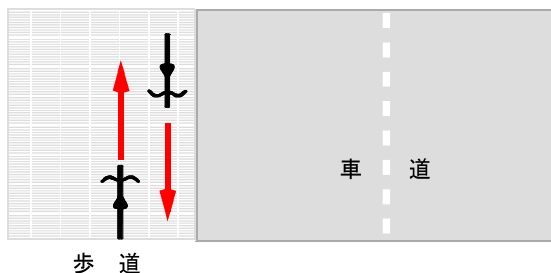
- 「自転車歩道通行可」の標識がある場合
- 13歳未満の子ども，70歳以上の方，身体の不自由な方が運転する場合
- 車道又は交通の状況から，安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ない場合



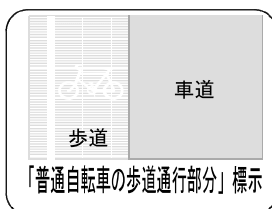
（例）・道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側を通行することが困難な場合  
・著しく自動車等の交通量が多く車道の幅員が狭いなどのために追い越しをしようとする自動車等との接触の危険がある場合

## ② 歩道における通行場所

- 歩道の中央から車道よりの部分



- 道路標示により指定されている場合は，その部分



- ※ 歩道から車道に乗り入れる場合は右側通行にならないよう注意しましょう。
- ※ 対向するほかの自転車と行き違うときは，相手を右に見ながら避けましょう。

## ③ 歩道における通行方法

### 大原則～歩行者優先

- すぐに停車することができる速度で徐行
- 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合には必ず一時停止



### 《安全運転の義務》

車道，歩道を問わず，自転車の運転者は，他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。（道路交通法第70条）